

京都市告示第224号

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第58条の6第1項の規定による特定子ども・子育て支援施設等に係る確認の辞退について、承認しましたので、法第58条の11の規定により、次のとおり告示します。

令和6年6月14日

京都市長 松井 孝治

設置者の名称	施設・事業の種類	施設・事業所の名称	施設・事業所の所在地	辞退年月日
からしだねインターナショナルプレスクール	認可外保育施設	からしだねインターナショナルプレスクール	京都市右京区西太田町2-1	R6.3.4
社会医療法人 弘仁会 理事長 北井 祥三	認可外保育施設	社会医療法人弘仁会 大島病院附属保育所	京都市伏見区桃山町泰長老110-1	R6.4.1

注) 施設・事業の種類が「認可外保育施設」となっている施設・事業所のうち、※の記載がある事業所は、個人事業主として事業を実施しているため、個人情報保護の観点から施設・事業所の所在地の記載を行政区までとしています。

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)